

基 発 第 6 5 3 号

昭和 47 年 9 月 30 日

改 正 昭和 50 年 2 月 10 日

改 正 昭和 51 年 2 月 17 日

改 正 昭和 53 年 5 月 19 日

改 正 平成 8 年 7 月 23 日

改 正 平成 15 年 1 月 20 日

改 正 平成 18 年 9 月 7 日

改 正 平成 19 年 9 月 26 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について

労働安全衛生規則（昭和 4 7 年労働省令第 3 2 号）第 5 5 条の規定に基づき、健康管理手帳所持者が受ける健康診断について別添のとおり定められたので、了知の上、当該健康診断の実施に遺憾のないようにされたい。

別添

健康管理手帳所持者に対する健康診断実施要綱

- 1 健康管理手帳の所持者（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事したことにより健康管理手帳を所持するに至った者を除く。）に対する健康診断は、次の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間ごとに定期的に、同表の右欄に掲げる項目について行う。

ただし、複数の業務に係る健康管理手帳を所持する者が受ける複数の業務に係る健康管理手帳の健康診断で、放射線被ばくを伴う検査が重複している場合において、3月以内に実施された検査の結果が確認できるときは、当該検査の実施を省略することができる。

業務の区分	回数	項 目
労働安全衛生法施行令（昭和47年政令318号）第23条第1号、第2号又は第12号の業務	6カ月に1回	1 業務の経歴の調査 2 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 尿沈渣（医師が必要と認める場合は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については膀胱鏡検査又は腎盂撮影検査
労働安全衛生法施行令第23条第3号の業務（じん肺管理区分が管理2の者）	年に1回	1 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ。）による検査 2 エックス線写真による検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、原発性肺がんにかかっている疑いがないと診断された者以外の者については、医師が必要と認める場合、胸部らせんCT検査及び喀痰細胞診
労働安全衛生法施行令第23条第3号の業務（じん肺管理区分が管理1の者）	年に1回	1 粉じん作業についての職歴の調査及び

生法施行令
第 23 条第
3 号の業務
(じん肺管
理区分が管
理 3 の者)

エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ。)による検査

- 2 胸部に関する臨床検査及び肺機能検査。
ただし、肺機能検査については、エックス線写真による検査の結果、一側の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影(じん肺によるものに限る。)があると認められる者、結核精密検査の結果、肺結核にかかっていると診断された者並びにエックス線写真による検査、胸部に関する臨床検査及び肺結核以外の合併症に関する検査の結果、じん肺の所見があり、かつ、肺結核以外の合併症にかかっていると診断された者を除く。

- 3 エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、肺結核にかかっており、又はかかっている疑いのある者については結核精密検査

エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、原発性肺がんにかかっている疑いがないと診断された者以外の者については、医師が必要と認める場合、胸部らせん C T 検査及び喀痰細胞診

エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち肺結核及び原発性肺がん以外の合併症にかかっている疑いがあると診断された者(肺結核及び原発性肺がん以外の合併症に関する検査を受けることが医師により必要であると認められた者に限る。)については、肺結核及び原発性肺がん以外の合併症に関する検査

ただし、エックス線写真に一側の肺野の

		三分の一を超える大きさの大陰影（じん肺によるものに限る。）があると認められる者を除く。
労働安全衛生法施行令第23条第4号の業務	6カ月に1回	1 業務の経歴の調査 2 たん、せき、胸痛、鼻腔、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 たん、せき、胸痛、鼻腔、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）による検査 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、特殊な撮影法による胸部のエックス線写真による検査、喀痰の細胞診、気管支ファイバースコピー検査若しくは気管支鏡検査（医師が必要と認める場合には、生検及び病理学的検査）又は皮膚の病理学的検査
労働安全衛生法施行令第23条第5号の業務	6カ月に1回	1 業務の経歴の調査 2 せき、たん、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 たん、せき、食欲不振、体重減少、知覚異常、鼻腔、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）による検査 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、肝機能検査、赤血球系の血液検査、毛髪若しくは尿中の砒素量の測定、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査、喀痰の細胞診、気管支ファイバースコピー検査若しくは気管支鏡検査（医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査）又は皮膚の病理学的検査
労働安全衛生法施行令	6カ月に1回	1 業務の経歴の調査 2 たん、せき、胸痛、食欲不振、皮膚等の

第 23 条 第 6 号 の 業 務		他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 たん、せき、胸痛、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)による検査 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査、喀痰^{かくたん}の細胞診、気管支ファイバースコピー検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査)又は皮膚の病理学的検査
労働安全衛生法施行令第 23 条 第 7 号 の 業 務	6 カ 月 に 1 回	1 業務の経歴の調査 2 たん、せき、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 たん、せき、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)による検査 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査、喀痰^{かくたん}の細胞診、気管支ファイバースコピー検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査)
労働安全衛生法施行令第 23 条 第 8 号 の 業 務	6 カ 月 に 1 回	1 業務の経歴の調査 2 乾性せき、たん、咽頭痛^{いん}、のどのいらい^きら、胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸^{けん}、息苦しさ、倦怠感、食欲不振、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 乾性せき、たん、咽頭痛^{いん}、のどのいらい^きら、胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸^{けん}、息苦しさ、倦怠感、食欲不振、体重減少、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

		査 4 肺活量の測定 5 エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)による検査 6 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、胸部理学的検査、肺換気機能検査、肺拡散機能検査、心電図検査、尿中若しくは血液中のベリリウム量の測定、皮膚貼付試験又はヘマトクリット値の測定
労働安全衛生法施行令第23条第9号の業務	6カ月に1回	1 業務の経歴の調査 2 乾性せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 乾性せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、頸部等のリンパ腺の肥大、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいい、左右いずれかの側面から撮影した写真を含む。)による検査 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査、喀痰の細胞診、気管支ファイバースコピー検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査)、頭部のエックス線写真による検査、血液検査(血液像を含む。)、リンパ腺の病理組織学的検査又は皮膚の病理組織学的検査
労働安全衛生法施行令第23条第10号の業務	6カ月に1回	1 業務の経歴の調査 2 頭痛、めまい、耳鳴り、全身倦怠感、易疲労感、食欲不振、不定の上腹部症状、黄疸、黒色便、手指の蒼白、肝疾患、疼痛等

務		の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭痛、めまい、耳鳴り、全身^{けん}倦怠感、易疲労感、不定の上腹部症状、黄疸、黒色便、手指の疼痛、肝又は脾^ひの腫大^{しゅだい}等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 肝機能検査（血清ビリルビン、GOT、GPT、AL-p） 5 エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）による検査 6 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、血小板数、γ-GTP、ZTT、ICG、LDH若しくは血清脂質の検査、特殊な撮影法による胸部のエックス線写真による検査、肝若しくは脾^ひのシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経医学的検査
労働安全衛生法施行令第23条第11号の業務	6カ月に1回（右欄第5号の①に該当し実施する、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査については原則年1回）	1 業務の経歴の調査 2 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）による検査 5 前号の検査の結果、次のいずれかに該当し、医師が必要と認めるときは、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査 ① 石綿による、びまん性胸膜肥厚、石灰化胸膜プラーク等の陰影により、異常な陰影（石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。以下同じ。）が読影しづらい場合（両肺野に石綿による不整形陰影がある場合を除く。） ② 異常な陰影がある場合 6 前二号の検査の結果、異常な陰影がある

		場合で、医師が必要と認めるときは、喀痰の細胞診又は気管支ファイバースコープ検査若しくは気管支鏡検査（医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査）
--	--	---

- 2 前記 1 の健康診断は、都道府県労働局長が当該健康診断実施業務を委託した医療機関において行う。